

伊賀市で働く福祉人材を応援！

あなたの力が
伊賀の未来をつくる！

伊賀市障害福祉サービス 事業所等就労支援金

支援金の
内容

最大 **15万円**

伊賀市内の対象事業所に就職し、一定の要件を満たした方に支援金を支給します。



支援金の内容（最大15万円）

1 就職

令和8年4月1日以降に
新規採用された有資格者
の場合



支給額 **5万円**

2 勤務継続

継続して
6カ月以上勤務
した場合



支給額 **5万円**

3 転入

採用決定の日から
6カ月以内に
伊賀市へ転入
した場合



支給額 **5万円**

4 移動支援従業者 養成研修修了

研修を修了した方が
ガイドヘルパーとして
事業所等に就労
した場合



支給額 **2万円**



【支援金の内容に関する注意事項】

- ・④移動支援従業者養成研修を修了してガイドヘルパーとして事業所に就労した場合は①～③の支援金の対象外となります。
- ・過去に当該支援金の交付を受けた方や伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金の交付を受けた方は対象外です。

申請の流れ（対象者～受取まで）

対象者

- 次の要件を満たす方が対象です。
- 6ヶ月以上の勤務見込みがある
 - 同じ法人内の異動により、対象事業所に配属された者ではないこと
 - 過去にその事業所や市内の介護事業所等で働いていないこと（ただし、離職から1年未満に限る）
 - 週20時間以上勤務しており、雇用保険・健康保険・厚生年金に加入していること
- ※その他対象者となる要件は要綱で定めています。



1 就職

職員(有資格者)として新規採用される



2 申請

左の4つの要件を満たしたら速やかに申請



必要書類

- ・就業証明書
- ・勤務状況報告書(6か月分)
- ・通帳の写し
- ・資格証明書の写し

3 受取

市が審査を行い、要件を満たしていることを確認したうえで、支援金を指定口座に振り込みます。

(申請から振込まで
1～2ヶ月程度かかります。)



4 プロとして、 伊賀の未来を担う

日々の実践と学びを積み重ね、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる伊賀市の実現に向け、未永くご活躍いただくことを期待しております。



申請時の 注意事項

- ・「勤務状況報告書」「就業証明書」は勤務先に作成を依頼してください。
- ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の証明書の写しが必要です。
- ・申請内容に虚偽があったり、要件を満たさないことが明らかになった場合は支援金を返還していただきます。
- ・口座名義等が鮮明なページをコピーしてください。
- ・本制度は令和10年までの期間限定です。

お問い合わせ

伊賀市 健康福祉部 障がい福祉課

〒518-8501 三重県伊賀市四十九町3184番地

☎ 0595-22-9657

(受付時間) 平日 8:30～17:15

詳細・申請書のダウンロード
はこちらから



伊賀市障害福祉サービス事業所等就労支援金 FAQ（よくある質問一部抜粋）

Q1. 過去に市内の別の障害福祉事業所（または介護事業所）で働いていたことがあります。再度、市内の障害福祉事業所に就職した場合は対象になりますか？

A1. 前の職場を辞めてからの期間によって異なります。

市内の障害福祉サービス事業所、または市内の介護保険サービス事業所を退職してから1年を経過していない場合は対象外となります。退職から1年以上が経過している場合は、他の要件を満たしていれば対象となります。

Q2. 法人内の別の事業所（市外の事業所など）から、伊賀市内の事業所へ異動になった場合は対象になりますか？

A2. 対象になりません。

同一法人の内部での異動や転勤によって市内の対象事業所に就労することになった場合は、新規就労とはみなされず、交付の対象外となります。

Q3. 支援金の申請は、働く本人が行うのですか？それとも事業所が行うのですか？

A3. 働くご本人（交付対象者）が申請者となります。

ご本人が「交付申請書兼請求書（様式第1号）」を作成し、勤務先の事業所から「就業証明書（様式第2号）」や「勤務状況報告書（様式第3号）」の証明を受け、資格証の写しなどと一緒に市へ提出してください。

Q4. 最大でいくら支給されますか？また、どのタイミングで申請できますか？

A4. 条件によって異なりますが、最大で15万円（※市外からの転入・資格ありの場合）が支給されます。

申請時期について

就職時と6か月継続勤務後のそれぞれのタイミングで申請をしていただくことが可能ですが、就職時の申請と6か月継続時の申請は、まとめて1度に申請していただくことも可能です。

支給額と添付資料について

【就職時】

資格（社会福祉士、介護福祉士、看護師など）をお持ちで、週20時間以上（社保完備等）の条件で就労を開始したときに5万円

※提出資料：交付申請書兼請求書（様式第1号）、就業証明書（様式第2号）、資格を証明する書類の写し、振込先がわかる通帳等の写し

【6か月継続時（市内居住者もしくは市外からの転入者）】

・6か月以上勤務を継続したときに5万円（計10万円）

・採用決定から6か月以内に伊賀市へ転入し、6か月以上勤務を継続したときに10万円（計15万円）

※提出資料：就職時提出資料に加えて、勤務状況報告書（様式第3号）

Q5. 「移動支援従業者（ガイドヘルパー）養成研修」を修了して就職した場合は、いくら支給されますか？

A5. 新たに就労した際に2万円が支給されます。

「伊賀市移動支援従業者養成研修事業者指定要綱」に基づき指定された事業者が実施する研修を修了し、ガイドヘルパーとして対象事業所に新規就労した場合が対象です。

※添付資料：交付申請書兼請求書（様式第1号）、就業証明書（様式第2号）、研修の修了証明書の写し、振込先がわかる通帳等の写し

Q6. 支援金は課税対象ですか。

A6. 税務申告が必要な場合があります。詳しくは、最寄りの税務署またはお住まいの自治体の住民税担当窓口へお問い合わせください。